



老計発第 1226001 号
老振発第 1226001 号
平成15年12月26日

各都道府県介護保険担当部（局）長 殿

厚生労働省老健局計画課長



振興課長



「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」等の
一部改正について

指定居宅サービス等における人員、設備及び運営については、その遵守すべき最低基準が「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）等をもって通知されているところであるが、今般、通所介護等における衛生管理及び感染症等の対策について、適正に実施されるよう「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部を下記のとおり改正し、本日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体及び関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正

1 第8の3の(7)の①中「必要に応じ」を「必要に応じて」に、「密接な」を「常に密接な」に改め、同(7)の②を同(7)の③とし、同(7)の①の次に次のように加える。

② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講ずること。

2 第9の3の(4)の①中「必要に応じ」を「必要に応じて」に、「密接な」を「常に密接な」に改め、同(4)の③を同(4)の④とし、同(4)の②を同(4)の③とし、同(4)の①の次に次のように加える。

② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講ずること。

3 第11の2の(11)中「第9の3の(3)の①及び③」を「第9の3の(4)の①、②及び④」に改める。

II 「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に關する基準について」(平成12年3月17日老企第45号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)の一部改正

第4の23の(1)中「必要に応じ」を「必要に応じて」に、「密接な」を「常に密接な」に改め、同23の(2)を同23の(3)とし、同23の(1)の次に次のように加える。

(2) 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講ずること。